

2017年1月15日

市民電力連絡会
新宿区新宿2-4-2カーサ御苑503
メール：ppn2014info@gmail.com

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ（案）」（2016年12月19日公示）への意見募集に対し、以下のパブコメ（案）を作成しました。各団体にて参考にしてください。

意見1. 該当箇所 全体

＜意見内容＞ 「中間とりまとめ案」は電力システム改革の貫徹にはなっておらず、東電救済のための制度改革になっている。

＜理由＞電力システム改革は、設備投資の非効率性、電気料金の不透明性、巨大災害への脆弱性などを克服するために、電気の生産と供給の仕組みを大胆に再構築するという改革である。その中心は、これまで一つの会社が一体として行ってきた発電と送配電と小売供給を三つの別の法人に分離するというものである。ところが、「中間とりまとめ案」は、この改革について「新市場の創造」を提案することに終始し、送配電網の所有権、開発のあり方、日本全体という広域での運用ルールについては一切提案をしていない。これでは、電力システム改革は貫徹できない。その一方で、「東電救済」のための制度改革が、発電と送配電と小売供給の分離をまさに破壊する形で盛り込まれており、とても「電力システム改革」の名前を冠することにふさわしいものとは言えない。旧一般電気事業者を三分割しながら、ホールディングカンパニーを残し、そこに原子力発電を保有させ、さらに電気の卸売りまで行うことを容認することが、「電力システム改革」破壊の根本にある。

これは電力システム改革への逆行であり、それを容認する背景に「東電救済」があるのであれば、まず「東電救済」を切り捨てなければならない。その観点から、「中間とりまとめ」は極めて不十分なものであり、一度撤回し、もう一度、「電力システム改革」の原点に依拠した議論が行われるべきである。

意見2. 該当箇所 全体

「東電救済」にかかる制度改正は、福島原発事故の損害についての国民負担のあり方を問うものであり、一審議会の議論と決定に委ねるのではなく、法律案件として、国会に「東電問題特別委員会」を設置し、国会議論を行うべきである。

＜理由＞「中間とりまとめ案」は、原発事故を引き起こして経営破綻に直面している東京電力を全面的に免責し救済する内容が極めて多く含まれている。「電力システム改革」に名を借りて、国会での議論もなく、このような内容を決定することは、国会軽視であり、国民に対する背信行為でもある。そもそも、この議論のベースは、経産省の下に作られた非公開の「東電改革・1F問題委員会」の議論と結論に基づいている。2016年12月9日の「第6回東電改革・1F問題委員会」の参考資料では、「福島事故及びこれに関連する確保すべき費用」が、「廃炉・汚染水」2兆円→8兆円、「賠償」5.4兆円→7.9兆円、「除染」2.5兆円→4兆円、「中間貯蔵」1.1兆円→1.6兆円で、「合計」11兆円→21.5兆円となっており、総額で原子力損害賠償・廃炉支援機構（以下「原賠機構」）による2013年予測を10.5兆円も上回ることで報道もされた。この数字に基づいて作られた、東電救済策がそのまま貫徹委員会に提案されたが、その貫徹委員会では救済の下になる「損害額」の根拠すら議論されていない。

上記損害額のうち、すでに「賠償」は「原賠機構」による政府からの資金交付、「除染」は全額政府負担、「中間貯蔵」は電源開発促進税による特別会計の負担となっており、実質的な東電負担は「廃炉・汚染水」対策のみになっているが、それまでも「東電の総力」なる名目で東電の「送配電部門」の負担にするというのが「中間とりまとめ案」である。それは、実質的に、送配電網の使用料を支払う東電エリアの消費者に負担を求めるもので、明確な責任転嫁である。

このような、東電全面救済、国民、消費者への全面転嫁という内容を、国会議論も経ないで決めることが許されて良いのだろうか。また、東電救済の根拠数字すら提案されていない審議会での議論が、まともな議論と言えるだろうか。

「東電救済」が必要であるのかどうかは、このような一審議会が議論する問題ではない。東電救済には税金や電気料金など、多額の国民のお金が使われるのであり、国会でしっかりと議論されてから決定されなければならない。「中間とりまとめ」で、その手続きを飛ばしてしまおうということは許されないことである。

よって、国会に「東電問題特別委員会」を設置し、中間とりまとめ案及びその前提となっている「東電改革・1F問題委員会」での議論を検証し、国民に開かれた議論を行うことを求める。

意見3. 該当箇所 全体

<意見内容> 東電福島原発事故による損害額21.5兆円の根拠は薄弱であり、さらに上ぶれするものであり、国民負担を最小にするためにも、まず東電の債権者、株主、経営者の責任をきちんと取らせるべきであり、東電の法的整理を前提とした、損害賠償、事故収束、廃炉対策などの方策を再検討すべきである。

<理由> 貫徹委員会での「福島原発事故損害の送配電費用への転嫁」議論の前提となっている、2016年12月9日「第6回東電改革・1F問題委員会」（以下「東電問題委員会」）参考資料の損害額21.5兆円の根拠は明確ではない。とりわけ「廃炉・汚染水対策」増加分6兆円の根拠は、東電問題委員会でヒアリングした専門家の大まかな試算にすぎず、「経産省が評価したものではない」という注まで付けられている。しかも、ヒアリングの内容はほぼ全て、原子炉内のデブリ（核燃料が溶けた塊）の取り出しに関するものばかりである。「廃炉・汚染水対策」としてやるべきことは、まだ多くあり、それだけでも21.5兆円は大きく上振れする可能性がある。政府は、このような中途半端な事故対策費用換算ではなく、より徹底した分析と計画に基づいた事故対策費を算定しなければならない。

一方で、貫徹委員会では、東電の発電所や送配電設備などを売却するという方策を検討した形跡はどこにもなく、株主責任も、債権者責任も検討されていない。これでは、事故前に電力事業からの恩恵を受けていた、経営陣、株主、債権者には事故による損害の負担はほとんど発生せず、「中間とりまとめ」は、損害のほぼ全額すなわち全責任を、税金と電気料金で国民と消費者に付け替えるという、極めて身勝手な提案となっている。

東電の資産売却、経営陣からの賠償、債権者の債権の帳消しなどを、順番に行うことは可能であり（岩波書店「科学」1月号参照）、それを踏まえた東電の法的整理を、日本の電力システム改革の貫徹を実現するための、第一の選択肢として検討し直すことを求める。

東電は被害者に対しても、事故の根本的収束や汚染の拡散防止についても、この間ほとんどまともな対応をしていない。東電が負うべき負担を国民転嫁することにより、いたずらに東電を存続させることは、ますます事故対策費と被害者の困難を増大させる可能性がある。東電の資産の全面売却と法的整理も今後の対策の選択肢に加えて、国民負担が最小限となる道を探るべきである。

意見4. 該当箇所 17ページから21ページ

「3.2. 原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

<意見内容> 「過去分」の原発コストを「託送料金」に上乗せすべきではない。

<理由> ここでは「原賠機構」の一般負担金のスキームが、実は過去に取っておくべきであった「福島原発事故」への「備え金」であり、従来の総括原価方式では「未来の予算」は原価算入できないために取りっぱぐれていたのだという考えが示されている。実は、その「未来への備え」が原子力損害賠償保険という保険ではなかったのか。そもそも現在、原発事故の対策費用が足りなくなっている背景には、原発事故損害を非現実的なほどに低く見積もり、「原発の発電コストは安い」と見せかけてきたことがあるのではないか。その反省を行うことなく、費用の一部であれ、消費者に新たな転嫁を行うことは、消費者への裏切り行為である。まして、事故を起こしたのは東京電力であり、その費用を一般負担金という形で、他の電力会社の消費者にまで押し付けるのは、当事者の一元的責任の原則にも反する。

しかも、もともと「発電会社」の負担であるべき「一般負担金」を、電力自由化後の制度に合わせるという理由で、「送配電会社」の収入である「託送料金」に上乗せすることは、原発を保有している電気事業者ではなく、全ての新電力の消費者に負担を押し付けることである。その費用負担額は、標準家庭（260kWh）では18円/月に過ぎず、たいしたことはないとも書かれているが、その程度の微妙な金額にすることで、実は相互に価格競争しなければならない新電力に、コスト吸収という形で負担を転嫁しようとしているのではないかとも思える。不明確で、不明瞭で、不明朗な政策と言わざるを得ない。

意見5. 該当箇所 18ページ

「3.2. 原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

<意見内容>原発事故の「過去分」負担を「全ての需要家が公平に負担することが適当」と書かれているが、そもそも「公平な負担」などあり得ない。これを理由に、電気料金原価に公正な費用以外を追加していくことは、それこそが電力システム改革を無視した、乱暴な考え方であり、撤回されるべきである。

<理由>18ページにはこう書かれている。「過去分を小売料金のみで回収するとした場合、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担していくことになる。」と。「過去に安価な電気」を使用して、既に亡くなられた人から、この差額は回収できない。もはや「安価な電気」を使うことができない「未来の世代」から、この差額を回収することは公平とは言えない。「過去に安価な電気を使わなかった」東電管内への転入者から、差額を回収することも道理に反する。「引き続き原子力事業者から電気を受ける」ことを希望する需要家がいるのであれば、それが「過去分」なるものを負担することはむしろ当然である。嫌なら使わなければ良い。それが電力システム改革である。

道義的に「過去分」なるものの回収が可能なのは、1966年当時から東京電力管内に存在を続けている国会や省庁、そして企業のオフィスや工場である。それらの施設が、「過去分」負担をするならわかるが、「中間とりまとめ」は、全く逆に、新規転入者や未来世代に「負担」をツケ回ししようとしている。

そもそも電力システム改革とは、発電と送配電、小売の三部門を会計上も経営上も分離するという改革である。原子力事業者が三部門のどこに属するかといえば、発電部門である。原子力送電や原子力小売というものは存在しない。原子力はあくまで発電しかできない。

にもかかわらず「原子力事業者から契約を切り替えた需要家」とはどういう意味か。原子力事業者と消費者は直接の契約はできないのである。

これをあえて「原子力発電を保有する発電部門」を持つ旧一般電気事業者の小売部門から電気を切り替えた需要家と読んでみよう。それでも、自由料金システムの下では、発電部門、送配電部門、小売部門は別々の法人として売買を行い、コストを考えねばならない。小売部門が発電部門の原子力の電気を売りたいければ、それを買って売れば良いし、原子力部門はその際に「過去分」を乗せたければ乗せれば良い。小売部門が、それでは高くなって売れないと判断すれば、元々は系列であるなどというしがらみを考えず、購入しないという判断をすれば良い。そうすれば当然、原発の電気は誰も買う事業者がなく自動的に終わりとなる。

この際に送配電部門は、全く関与する必要がない。送配電部門は元系列の旧一般電気事業者のものではなく、広く全発電事業者と小売事業者をつなぐ、まさに公共的な役割を果たさねばならない。

元系列のしがらみを理由に、「過去分」コストを引き受け、全消費者が負担する「託送料金」に上乗せすることは、単に元系列の負担すべきコストを全消費者に押し付ける役割を担うことになるだけだ。消費者は送配電会社を選ばず、原発事故の責任の取り方として、これほど不平等、不公平、不公正なものはない。

意見6. 該当箇所 17ページから21ページ

「3.2. 原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

<意見内容>発電、送配電、小売の分離という「電力システム改革」の貫徹後、福島原発事故の

損害賠償に当てられる「一般負担金」は、旧一般電気事業者の発電、送配電、小売部門どこの負担になるのか。

<理由>「一般負担金」という仕組みは、「原子力損害賠償・支援機構法」（以下「原賠機構法」）によって作られたものである。原賠機構法では、当事者である東電に「特別負担金」、東電を含む原子力事業者10社に「一般負担金」を政府に納付するように定めた。これは、政府が債務保証して10兆円を借り入れ、原賠機構から東電に「損害賠償」にあてる資金を交付していることに対応したもので、事実上の「借金返済」の意味を持つ。同時に、東電以外の事業者に対しては、将来の事故に備える保険金のような意味もあるとして、負担を認めさせたものである。実際には保険ではないので、将来への「備え金」であり、会計的には位置付けられてもならず、本来は経費算入できるものではない。

しかし、19ページ注18によれば、3事業者を除いて、すでに経費算入が行われていると書かれている。では「電力システム改革」で発電、送配電、小売の分離が行われたのち、「一般負担金」はどのセクションの原価（経費）となるのか。

「発電部門」が原発保有者として最も順当であるが、一般負担金の一部である「過去分」は「送配電料金」に上乗せすると書かれているが、「その残り」は経産省説明では「小売部門」が電気料金からとるのだという。

電力システム改革は、発電と送配電、小売の三部門を会計上も経営上も分離するという改革である。原子力事業者とは三部門のどこに属するかといえば、発電部門である。原子力送電や原子力小売というものは存在しない。原子力はあくまで発電しかできない。したがって、「小売料金」や「送配電費用」からとるという筋道は成り立たないのである。

「原子力事業者の小売料金」という選択肢はないが、原子力を保有する旧一般電気事業者のホールディングカンパニーが原子力発電を保有し続け、その電気を系列の小売会社に卸売りするので、その小売会社が負担するのだというのが、経産省の説明の趣旨だ。

しかし、このような自社内（系列内）流通は、2020年以後は許されないはずではないのか。そもそも、このような形でホールディングカンパニーが存続し続けること自体が、「電力システム改革」への逆行である。

しかも金額的に見ると、現在の一般負担金総額は毎年1630億円。年間の電力需要を8500億kWhとし、その9割を旧一般電気事業者のシェアとしよう。旧一般電気事業者の系列小売の単価は0.21円/kWh高くなり、標準家庭（260kWh/月）では、他社より54.6円ほど高くなることになる。これでは、旧一般電気事業者の系列小売は競争力を失うだろう。それとも、経産省はあえてそれを求めるという方針ということだろうか。

そこで大変と、これも「送配電部門」の負担とし、「過去分」同様に託送料金に上乗せして、広く消費者負担としてしまおうということのないように、ここで釘を刺しておきたい。

意見7. 該当箇所 21ページから22ページ

「3.3. 福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保のあり方」

<意見内容>「東電の総力を挙げて」ということを理由に、送配電部門に費用負担を求める行為は、電力システム改革の貫徹を邪魔することであり、行ってはならない。

<理由>今日本では2020年の電力システム改革「完成」に向けて制度改革を進めている。その最大の柱は、旧一般電気事業者の発電、送配電、小売の分離だ。それぞれの会計を切り離すことはもちろん、単独の法人として経営しなければならない。旧一般電気事業者が、自分の発電所、自分の送配電網、自分の小売だと、相互に優遇し連携させるようなことをしては、この改革は台無しとなる。これはまさに、電力システム改革の貫徹を邪魔する行為である。

「中間とりまとめ」では、「東京電力の総力を挙げた」経営合理化等で資金を捻出させるためとの理由で、「総括原価方式の料金規制下にある東京電力パワーグリッド（以下「東電PG」という。）において、例えば、託送収支の超過利潤が一定の水準に達した場合、電気事業法の規定に基づき託送料金の値下げを求められることがあり、合理化努力による利益を自由に廃炉資金に充てることはできない。したがって、東電PGにおける経営合理化分を確実に1F廃炉に充てられるようにするため、毎年度行われる託送収支の事後評価に例外を設けるべきである。」と書いている。

「事後評価に例外を設ける」の意味は、送配電部門で「超過利潤」が積み上がれば、それを本来は託送料金を減額するために使わねばならないのだが、それを東電の「廃炉・汚染水対策」に使って良いという例外措置を認めようというものだ。託送料金は、消費者が電気料金の一部として負担するもので、送配電会社の収入はこれしかない。つまり、「廃炉・汚染水対策」に注ぎ込まれる「超過利潤」の全ては消費者負担となる。

一部報道では、「廃炉・汚染水対策」を送配電負担にすることを断念と書かれているが、実は「まさに送配電負担」、しかも全額を消費者負担にしたと言う意味である。

「東電の総力を挙げて」という考え方は、このように、事実上「全額を消費者負担に」という意味と同義であり、決して使うべきではないし、それを隠れ蓑にした消費者負担の拡大を行ってならないと考える。

意見 8. 該当箇所 22 ページ

「3.3. 福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保のあり方」

<意見内容>参考図 15 は、送配電の収益が費用等の 2 倍を超えるものとなっているが、実際には「超過利潤」は発生しておらず、非現実的で荒唐無稽な対策の提示となっており、事実上破綻している。

<理由>参考図 15 は「託送収支事後評価における例外措置のイメージ」というタイトルが付けられ、収益に対して費用等は半分以下で、「現行の超過利潤」が半分を超えるという図となっている。その超過利潤から、「廃炉費用相当分」を出し、残りが「新たな考えに基づく超過利潤」と書かれているが、これは経産省の説明から大胆なデフォルメであり、実際には、ほとんど「超過利潤」など生じないことがわかった。

これまで、日本の託送料金は諸外国よりも比較的高く、とくに一般家庭の電気料金については、その 3 分の 1 を占める 9 円/kWh 前後と、これが電気料金押し上げの要因となっている。さらに、28 ページ「4. 2 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方」にもあるように、「託送料金のコスト構造は、固定費が 8 割を占めるのに対して」「基本料金による回収は 3 割」と、実は極めて収益性が悪いことが指摘されている。

経産省によれば、ストック管理方式での超過利潤の現在高は、北海道電力マイナス 94 億円、東京電力マイナス 260 億円というようなもので、マイナスがほとんどである。東京電力パワーグリッドにおいて、多少の合理化努力したとして、ここから「廃炉費用相当分」が捻出できるようになるとは、とても思えない。経産省は、このような数字を全て公開した上で、この制度改革に効果があるのか議論し直すべきである。

このような図に基づいて、東京電力の発電部門の損失補填のための費用を、送配電部門から回収するような、電力システム改革に逆行するような方策を提示することは、悪く言うならば、やる気はないが、形だけは示すという無責任な対応ではないだろうか。

やがて、今以上に不当に託送料金を高くでも設定しなければ、これは実現しないだろう。現実とはかけ離れた図に基づいて作成された制度改革を、今後、金科玉条のようにして、「実効性あるものとするために、託送料金を上げる」などということがないように、今のうちに指摘しておきたい。

意見 9. 該当箇所 3 ページから 7 ページ

2.2 ベースロード電源市場の創設

<意見内容>電力システム改革のためには、既存市場 (JEPX) の拡大と充実こそ必要であり、「ベースロード電源市場」という新市場創設の役割は見出せない。

<理由>「中間とりまとめ」では、ベースロード電源市場などの「新市場創設」が電力システム改革貫徹の目玉であるように書かれている。しかし、電力システム改革にとって重要なのは、現在電力需要の 2% こそしかない既存市場 (JEPX) をいかに大きくしていくかということではないのだろうか。そのためには、既存市場のシェアが大きくなる原因から考えるべきである。原因は明確で、旧一般電気事業者が電力需要のほとんどのシェアを持ったままであり、しかもその電気を市場に出さないからである。本来なら旧一般電気事業者内での電力取引の禁止というよ

うな強い措置が必要である。

いたずらに新市場をいくら作ってみても、そのような強制措置がなければ、旧一般電気事業者の電気が市場に大量に出されることはないだろう。彼らの社内で、需要と供給がバランスされてしまうからである。市場には、そこから余った余剰の電気しか出てこない。

4 ページには、ベースロード電源市場の基本的な考え方として「先渡市場の一種」だと書かれている。「ある程度の長い期間、一定の電力量を受け渡す標準化された商品を取り扱う」とされ、大量の長期契約を想定しているように見える。それならば、新市場を作らなくとも旧一般電気事業者の発電部門もしくは特定の発電設備と新電力の「長期契約」を促進すれば良いだけではないか。

市場というからには、そこで需給バランスの調子が行われ、価格も決まるというものを想定するが、この市場は極めて安定的で価格変動も少ないと想定される。つまり、微妙な需給調整に必要なスポット市場や1 日前市場とは異なるものだ。

ところが4 ページには、「現行の常時バックアップと同様、燃料費調整制度や買取オプションなどの機能を付与することも考えられるが、(中略)こうした機能は極力排除し、原則としてリスク管理は市場を介して行うこととする。」とも書かれている。

短期の微妙な需給調整に使う気がないことは明らかだが、7 ページには「政策目的が重複する既存制度(常時バックアップ及び部分供給)については、ベースロード電源市場創設と併せて即廃止することは志向しないものの、小規模事業者に配慮しつつ、一連の卸電力市場活性化策を通じて、新規参入者が卸電力市場からの電源調達に移行することを促すこととする」と書かれている。ベースロード電源市場は常時バックアップに代わるものではないのに、ベースロード電源市場が出来たので、常時バックアップ制度を廃し、市場調達を促す・・のだというふうに読めて、この論理は矛盾している。

既存市場(JEPX)とベースロード電源市場の関係は曖昧で、本当にこれを創設するのであれば、より緻密な検討が必要である。15 ページには「旧一般電気事業者が自社供給(社内取引)分も含めて、取引所を介して売買するグロスビディング」を自主取引として行うことも書かれており、これが既存市場で行われるのであれば、ますます「ベースロード電源市場」の存在意味は薄れる。

意見10. 該当箇所 3 ページから7 ページ

2. 2 ベースロード電源市場の創設

<意見内容>電力システム改革の貫徹のためには「ベースロード電源市場」などの新市場創設は必要ない。

<理由>「ベースロード電源市場」「容量市場」「非化石価値取引市場」などの新設が提案されているが、本当の課題は、旧一般電気事業者の発電所の電気を、原則として市場に出すこと、もしくは、発電所そのものを売却させることにある。すでに日本にはJEPX(電力卸売取引市場)が存在する。しかし、その比率は電力需要全体の2%程度。この状況を変える方策こそ必要であるが、「中間とりまとめ」では、新市場創設しか示されていない。

「ベースロード電源市場」は、原発と石炭と大型水力のみを取り扱い、新電力に安価な電気を供給すると称する仕組みであり、「容量市場」は高コストで市場競争に負ける可能性のある天然ガス、石油火力などに、発電量ではなく設備容量でお金を払うという仕組みである。

「ベースロード電源市場」に、原発の電気を安価な電気として供給するには、核燃料サイクル、廃炉、核廃棄物処理などの費用を送配電費用として消費者に転嫁し、さらなる税金の投入が必要である。それは結果的に電気料金のコスト全体を引き上げることになる。

「容量市場」で発生する追加コスト(kWに対する代金支払い)も、結局、送配電費用に上乗せされ、全新電力を通じて全消費者負担になる。「非化石価値取引市場」も、電気そのものとは別に、「非化石価値」部分を証書のような形で市場取引するもので、ベースとなる電力単価への上乗せ料金である。その良し悪しは別にしても、新市場の創設は、いたずらに小売電力の価格を上昇させているだけではないか。そのような新市場が電力システム改革に寄与するとは考えられない。ちなみに「非化石価値取引市場」は、これまですでに存在し、15年以上の取引実績を持つ「グリーン電力証書市場」に酷似しており、また別に同様の市場を作るということであれば、日本のCO2排出クレジット市場にさらなる混乱をもたらすだろう。それでなくても、J-クレジット、グ

リーン電力証書、さらに海外クレジットが入り混じり、制度的整合性を持つ整理がされていない現状で、これらは機能しないであろう。

意見 1.1. 該当箇所 7- 8 ページ

2. 3 連系線利用ルールの見直し

<意見内容>連系線利用ルールにおいては、FIT電気（再生可能エネルギー）が最優先されるべきである。

<理由>連系線利用ルールを、「先着優先」から「間接オークション」に意向させることは賛成である。ただ、この場合、FIT再生可能エネルギー電気（以下「FIT電気」という。）の扱いはどうなるのか。FIT電気は回避可能費用（＝仕入れ原価）が市場価格連動ということになっている。その市場価格は、買い取られた後に決まるものである。8 ページの参考図 3 では「連系線利用状況イメージ」として、「先着優先」から「間接オークション」への移行の図が描かれているが、ここでFIT電気の扱いは書かれていない。

一般的に「メリットオーダー」方式では、FIT電気は「価格のない電気」として、最優先に取引を成立させるものであると認識しているが、連系線利用ルールにおいても、それは同等でなければならない。

参考図 3 の「間接オークション」の図に基づけば、連系線を通じて電気を供給されたエリアの市場価格は、4 種類の価格のうち、一番高い 10 円/kWh以上になると思われるが、ここにFIT電気が入ってくると、4 番目の 10 円/kWhは押し出されるかもしれない。さらに「価格のない」FIT電気が入れば、1 番目の 5 円/kWhまでとなり、もしかすると、これも押し出され、連系線利用はFIT電気だけとなるかもしれない。

それでも、電気を供給されたエリアには、他の電源の電気が大量に取引されているため、電気の取引価格が付けられなくなることはない。そのようなことが想定されているのか、それともそもそも連系線利用にFIT電気を入れることを想定していないのか、「中間とりまとめ」に書かれた説明ではどちらかわからない。したがって、この点について明確に、ご説明願いたい。

意見 1.2. 該当箇所 27 ページ

4. その他の制度等

<意見内容>エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しを金科玉条のように前提にすべきではない。

<理由>「電力システム改革」は、単に既存の電源（原発、大型水力、石炭火力、天然ガス火力等）だけでは、電力コストの低減、資源の安定供給、災害への備えなどの点で不十分であるとの認識を前提にして、世界的な流れとなってきた。そこには地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの活用だけではなく、燃料費が無料という安価な電気、資源枯渇がないという供給安定性、地域ごとに活用できる分散型の強みなどを評価しての、再生可能エネルギーの台頭がある。ところが、「中間とりまとめ」は相も変わらず、日本の「エネルギー基本計画」や「長期エネルギー需給見通し」をベースに、「原発が引き続き重要なベースロード電源」と書いている。このような考え方は、将来に向かって、本当に必要なエネルギー計画を策定していく上で、非常に道を誤らせるものである。

原発が割に合わない高コストな発電であることは、貫徹委員会の議論で、このコストを国民に転嫁するという議論を行わねばならなかったことが証明しているし、しかもその転嫁の総額すら見えない状態であることも驚異である。

2015年のCOP21で決定され、2016年11月に発行した「パリ協定」は、今世紀後半には人類の活動からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをうたっている。もはや、石炭火力発電所をこれから計画するという時代ではなくなっている。

それなのに、原発や石炭火力を中心とした「ベースロード電源市場」を作ろうというのが、この貫徹委員会の結論であるということは、国際的にも極めて恥ずかしいことである。速やかに、原発をベースとしたエネルギー政策の考え方を止めるためにも、エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しの文言は、「中間とりまとめ」から削除し、むしろ、今年度、来年度に、それら

が正しく改定されることを求めるべきである。

○意見 13. 該当箇所 全体

＜意見内容＞原子力損害賠償法の根本的改正が先決である。

＜理由＞「中間とりまとめ案」には書かれていないが、東電を破綻の淵に追いやっているそもそもの原因は、原発の過酷事故に対する備えがおろそかであったということである。安全対策や事故対処マニュアルの問題もあるが、万が一の事故に備えるべき、そもそも損害額の見積もりが過少に過ぎたのである。今後は安全対策に万全を期し、さらに事故マニュアルや対処法を十分に整えて運転するのだとしても、大前提の原子力損害賠償保険の保険金額を、もっと妥当な大きな金額にしなければならない。

福島原発事故に対しては、なし崩し的に、政府の公的資金が使われ、消費者の電気料金に負担を転嫁してしまっているが、本来はそのようなことなく賠償や事故処理ができるようにしなければならない。この問題は、内閣府の原子力委員会で議論されているが、速やかに国会の場でも議論されるべきである。「無限責任」というだけでは、電気を消費者に売ることが売上の全てである電力会社にとって、「無限に」責任を取るための原資は、全て消費者からの電気代から取ることになる。これは、消費者に無限責任を負わせることに等しくないのかという点にも留意する必要がある。

それらをきちんと議論した上で、負担の原理、リスクの取り方を明確にし、それでも原子力発電をやることにメリットがあると考えれば原子力を続ければ良い。全くリスクばかりで、何にも得にならないならば、原子力を続けるという選択は誰も取らないだろう。

以上